

■ 地域産業資源とは

地域産業資源とは

～各都道府県が指定する以下のもの～

- ① 地域の特産物として相当程度認識されている農林水産物又は鉱工業製品
- ② 地域の特産物である鉱工業製品の生産に係る技術
- ③ 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源として相当程度認識されているもの



鉱工業品及びその技術



地域産業資源の3類型



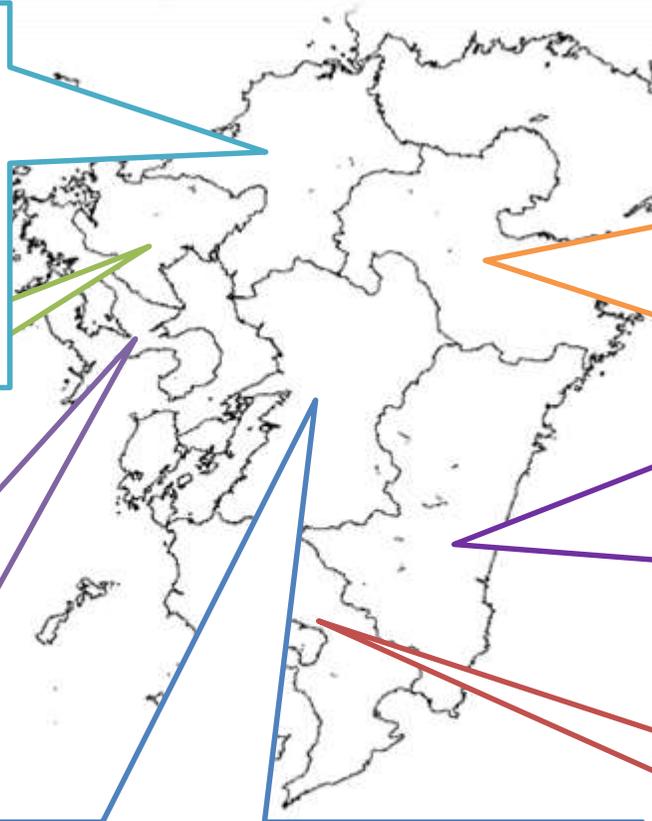
農林水産物



観光資源

■各県の地域産業資源の数と代表例 (平成31年2月8日現在)

◆総数 九州計：2,134 【農林水産物 747、鉱工業品 410、観光資源 977】



福岡県 ◆資源総数:372

農林水産物:137	鉱工業品:91	観光資源:144
-----------	---------	----------

		
いちご(あまおう)	大川木工製品	博多どんたく港まつり

大分県 ◆資源総数:266

農林水産物:82	鉱工業品:51	観光資源:133
----------	---------	----------

		
かぼす	竹工芸品	別府温泉

佐賀県 ◆資源総数:292

農林水産物:94	鉱工業品:59	観光資源:139
----------	---------	----------

		
佐賀のり	伊万里・有田焼	有明海

宮崎県 ◆資源総数:347

農林水産物:117	鉱工業品:54	観光資源:176
-----------	---------	----------

		
マンゴー	宮崎の焼酎	西都原古墳群

長崎県 ◆資源総数:279

農林水産物:84	鉱工業品:47	観光資源:148
----------	---------	----------

		
びわ	五島手延べうどん	長崎の教会群と キリスト教関連遺産

熊本県 ◆資源総数:333

農林水産物:121	鉱工業品:69	観光資源:143
-----------	---------	----------

		
デコポン	球磨焼酎	阿蘇くじゅう 国立公園

鹿児島県 ◆資源総数:245

農林水産物:112	鉱工業品:39	観光資源:94
-----------	---------	---------

		
黒豚	鹿児島焼酎	砂蒸し温泉

■ 支援対象者（中小企業者の定義）

（１）中小企業者として対象となる会社と個人

会社、個人（主たる事業として営んでいる業種）	資本金基準	従業員基準
製造業、建設業、運輸業など	3億円以下	又は 300人以下
ゴム製品製造業の一部	3億円以下	又は 900人以下
卸売業	1億円以下	又は 100人以下
小売業	5千万円以下	又は 50人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	又は 100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	又は 300人以下
旅館業	5千万円以下	又は 200人以下

（２）中小企業者として対象となる組合及び連合会

組合及び連合会			対象となる要件
農商工連携	地域資源活用	新連携	
企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会			特になし
農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会			
消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会			
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会			直接または間接構成員の2/3以上が(1)に示す中小企業者であること
		内航海運組合、内航海運組合連合会	
鉱工業技術研究組合			

■ 認定要件

	地域資源活用事業（開発・生産型）	地域資源活用事業（需要開拓型） 地域資源活用支援事業
根拠法	中小企業地域資源活用促進法	
事業主体	中小企業者（単独又は共同）	中小企業者（需要開拓型） 一般社団法人、一般財団法人及びNPO法人（支援事業）
計画期間	3年以上5年以内	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 新商品の開発、生産又は需要の開拓 ● 新サービスの開発、提供又は需要の開拓 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域産業資源を活用した商品又は役務の需要の動向に関する情報の提供 ● 地域産業資源活用事業の実施についての指導又は助言 ● 地域における関係機関との連携、支援対象の掘り起こし
その他の評価基準	<ol style="list-style-type: none"> 1. 都道府県が指定する地域産業資源を活用した事業であること （商品の生産又は役務の提供は活用する地域産業資源の指定地域に限定） 2. 新たな需要開拓の見通しがあること 3. 実施計画・資金計画が妥当であり、事業計画の実現可能性が期待できること ※自然や文化財等の地域産業資源を活用した計画である場合、それらの地域産業資源の持続的活用のための配慮がなされていること 4. ふるさと名物応援宣言など地域を挙げた取組と関係事業者・団体等との連携（考慮要素） 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市場ニーズ、市場規模、競合する商品・役務との相違点等を適切に把握した上で、新たな需要開拓が図られる見通しが示されていること 2. 事業計画の内容が具体的かつ明確であり、実施主体の体制及び資金計画など、十分な実現可能性が見込まれること 3. 地域産業資源活用事業の円滑な実施及び成果のために適切かつ実効的な支援を行うものであること（支援事業）